

茨木市公告第 28 号

一般競争入札の施行について地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定に基づき公告する。

令和 8 年 9 月 9 日

茨木市長 福 岡 洋



1 一般競争入札により売り払う物件

次に掲げる物件を売り払う。ここでいう予定価格とは、あらかじめ茨木市が定めた最低売払価格をいう。

- ① 売却区分 消-2026-2
可搬式小型動力ポンプ
予定価格 5,000 円
- ② 売却区分 消-2026-3
船外機
予定価格 3,000 円

2 入札に参加する者に必要な資格

次の事項に該当する場合は、入札に参加することができない

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項又は第 2 項各号に該当すると認められる者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員に該当するもの。法人にあっては、役員等が暴力団員に該当する者
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第 5 条による観察処分を受ける団体及びその関係者
- (4) 当該物件を公序良俗に反する用途に供しようとする者
- (5) 日本語を完全に理解できない者
- (6) 茨木市が定めるガイドラインおよび K S I 官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、遵守できない者
- (7) 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない者

3 入札の方法

紀尾井町戦略研究所株式会社（K S I）が提供するインターネット公有財産売却システム（以下「システム」という。）により行うこと。入札の手続きに関しては茨木市インターネット公有財産売却ガイドライン、入札説明書に従って行う。

4 入札の参加申し込み

(1) 参加申し込み

本件入札に参加しようとする者は、令和 8 年 9 月 9 日午後 1 時から令和 8 年 9 月 29 日午後 2 時までの間に、システムを利用し参加の申込手続きを完了した後、茨木市において参加申し込みの審査を行った上で、参加申し込みを受理する。なお、茨木市から要

求があれば指定の期日までに入札資格の審査に必要な書類を提出すること。

(2) 入札保証金

入札保証金の額は、入札物件ごとに予定価格の 100 分の 10 以上とし、参加申し込み期間内に、システムの手続きに従い、クレジットカードにて納付すること。

5 入札物件の公開

入札の対象となる物件の下見会を以下のとおり実施する。参加希望者は令和 8 年 9 月 16 日午後 3 時までに電話又はメールにて申込を行うこと。ただし、希望者がいない場合は中止とする。

日 時 令和 8 年 9 月 17 日 午前 10 時集合、正午終了
場 所 茨木市消防本部（茨木市東中条町 2-13）
展 示 品 消-2026-2、消-2026-3

6 入札及び開札

(1) 入札の日時及び場所

日 時 令和 8 年 10 月 13 日午後 1 時から令和 8 年 10 月 21 日午後 1 時まで
場 所 紀尾井町戦略研究所株式会社（K S I）が提供するインターネット公有財産売却システム上

(2) 開札の日時及び場所

日 時 令和 8 年 10 月 21 日午後 1 時（入札終了後）
場 所 紀尾井町戦略研究所株式会社（K S I）が提供するインターネット公有財産売却システム上

(3) 問い合わせ先及び入札関係書類提出先

〒567-0885 茨木市東中条町 2 番 13 号
茨木市消防本部 警備課計画係
電 話 072-622-6957（直通）
E-mail keibi@city.ibaraki.lg.jp
受付時間 平日の午前 9 時から午後 5 時 15 分まで

7 入札の無効

本公告に示した参加資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者、その他入札説明書及び茨木市インターネット公有財産売却ガイドラインによる。

8 落札者の決定の方法

有効な入札を行った者のうち、最高の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、当該最高の価格をもって入札した者が 2 人以上あるときは、システムによるくじ引き（自動抽選）により決定する。

また、落札者の決定に当たっては、システムにおける利用者の K S I 官公庁オークションのログイン ID を落札者の氏名又は名称として取り扱う。

9 契約条項等

契約条項その他一般競争入札の実施に関する事項については、茨木市が提示する契約書によるものとする。

10 契約の締結等

落札者の決定後、茨木市は落札者と契約を締結する。契約締結期限は令和8年10月27日午後5時までとし、契約の締結に当たっては、契約書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

また、落札者は契約締結時に下記の証明書等を茨木市に提出すること。

- (1) 個人の場合 住民票又は運転免許証等の公的機関が発行する証明書 1通
(住所・氏名・生年月日が確認できるもの)
印鑑登録証明書 1通
- (2) 法人の場合 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書） 1通
印鑑登録証明書 1通
- (3) 代理人の場合 上記(1)(2)に準じた委任者・代理人双方の証明書 各1通
委任状 1通

※ 住民票、商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）は発行後3か月以内のもの（コピー可）、公的機関が発行する証明書については現在有効期間中のものをコピーして提出すること。

※ 印鑑登録証明書は発行後3か月以内の原本を提出すること。

11 契約保証金及び契約代金の支払方法

(1) 契約保証金

契約保証金の額は、契約金額の100分の5以上とする。ただし、契約者の申出により入札保証金をもって充当することができる。

(2) 契約代金の支払方法

(1)の契約保証金は、契約代金の一部に充当するものとし、残金は、令和8年11月4日正午までに茨木市が指定する銀行口座へ振込むこと。

12 入札物件の引渡期限及び場所

契約代金の納入を確認した後、(1)に掲げる期限までに茨木市と日時を調整のうえ、(2)に掲げる場所で現状のまま引き渡すものとする。

(1) 期 限

令和8年11月4日 午後3時まで

(2) 場 所

茨木市東中条町2-13

茨木市消防本部

消-2026-2、消-2026-3

13 登録等

引渡しに関する費用のほか、引渡に必要な移転登録等の手続は、落札者自らが行うものとし、それらの手続に伴う費用は、すべて落札者の負担とする。

14 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。

(2) 応札金額及び契約金額について応札に当たっては、消費税及び地方消費税相当額を含めた金額で応札すること。従って、落札者が決定した金額を売却決定金額とし、落札額で契約する。なお、契約書は茨木市が定めたものとする。

(3) その他、入札に当たっては、茨木市インターネット公有財産売却ガイドライン及び入札説明書を遵守すること。